

発議第 14 号

朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定に
ついて

朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年12月24日提出

提出者

議会運営委員長

浅 田 郁 雄

提案理由要旨

朝来市議会議員による朝来市職員及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じることにより、朝来市議会からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とし整備しようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、朝来市議会議員（以下「議員」という。）による朝来市職員（以下「職員」という。）及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じることにより、朝来市議会（以下「議会」という。）からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる言動をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 議員の職員又は他の議員に対する事実上の優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動であって、相手方に対して不快感を与え、又は相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に関する言動又は妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動であって、相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (4) SOGI（ソジ）ハラスメント 性的指向、性自認に関する侮辱的、差別的な言動、及び相手方の許可を得ずに公表する行為であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、研修の実施を含む適切な対策を講じ、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員に対してハラスメントの禁止を周知徹底する責任を負う。

2 議長は、議会におけるハラスメントの問題を解決する体制を整備し、議会の健全

な環境の確保に努めなければならない。

（議員の責務）

第4条 議員は、自らの言動を常に客観的に考え、公正で誠実な活動に努め、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われた場合は、誠実な態度をもって事実の解明に当たり、責任の所在を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、議会が実施するハラスメントの防止及び根絶に関する研修に参加しなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認める場合には、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

（ハラスメントの実態把握）

第5条 議長は、議員によるハラスメントの発生状況を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

2 前項の規定による調査及び公表に関する具体的な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

（苦情相談）

第6条 議員からハラスメントを受け、又はその事実があると思料する職員又は議員は、議長に対し、ハラスメントに関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）を行うことができる。

2 議長は、苦情相談を受けたときは、その調査及び解決策の協議を議会運営委員会に依頼するものとする。この場合において、議会運営委員会が必要があると認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

3 前2項の規定は、前条第1項の規定による調査によりハラスメントが発生したと思料する場合について準用する。

4 議長が苦情相談の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に苦情相談の対象となったときは議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を代行する。

（対応措置）

第7条 議長は、議会運営委員会の報告によりハラスメントの事実を確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名及び言動の内容を公表するとともに、注意、指導その他の必要な措置を講じるものとする。

2 ハラスメントの公表及び措置に関する具体的な事項は、議長が議会運営委員会の意見を踏まえて別に定める。

（被害者等のプライバシーの保護）

第8条 議員は、苦情相談を行った者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、

当該苦情相談に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、朝来市議会議員（以下「議員」という。）による朝来市職員（以下「職員」という。）及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じることにより、朝来市議会（以下「議会」という。）からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とする。

【解説】

この条は、この条例の制定の目的を定めるものです。

この条例は、朝来市議会議員が朝来市職員及び他の議員に対して行うハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じingことを主な目的とし、これにより全ての職員及び議員が安心して働くことができる環境を作ること、市の全体的な機能の向上を図ることを意図しています。そして、市民から信頼される議会を実現することが最終的な目標です。

議員と職員及び他の議員の間のハラスメントのない健全な関係を確保することが、市政の効率的な運営と市民の生活の質の向上に直接的に寄与すると考えられることから、このような取組により、朝来市議会は市民にとってより信頼性の高い機関となることが期待されます。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる言動をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 議員の職員又は他の議員に対する事実上の優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動であって、相手方に対して不快感を与え、又は相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に関する言動又は妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動であって、相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。
- (4) S O G I（ソジ）ハラスメント 性的指向、性自認に関する侮辱的、差別的な言動、及び相手方の許可を得ずに公表する行為であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなるものをいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

【解説】

この条は、この条例で使用する用語の定義を定めるものです。

パワー・ハラスメントなどの代表的なハラスメントは、一般的に職場において、事業主と労働者、上司と部下などの間で問題となるものですが、議員と職員及び議員と議員との関係は、上下関係や雇用関係がなく、一般的な職場における関係とは異なります。しかし、職員からみた議員は、事実上の優越的な関係にあって、議員の言動（発言や行動をいいます。）には影響力があり、その影響力を背景にハラスメントが発生するリスクが存在すること、また、議員間には経験や影響力の違いなどを背景とする事実上の優劣関係がハラスメントを誘発しやすい環境を作っていることから、この条では、改めて議員によるハラスメントの具体的な形態と対象者を明確に規定するものです。

第1項第1号中の「事実上の優越的な関係を背景とする」とは、予算や政策に対する影響力といった公式な権限だけでなく、その地位から生じる実質的な影響力や権威を持っている状況を指します。パワー・ハラスメントは、そのような職権や人間関係の優位性を濫用し、過度な叱責や不適切な指示、過剰な要求など、適正な範囲を超えた言動により、相手の精神的又は身体的な健康に悪影響を及ぼしたり、勤務環境を悪化させたりする言動全般を指します。

第1項第2号中の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれます。

第1項第3号中の「相手方の勤務環境が害される」とは、妊娠、出産、育児、介護といったライフイベントに関係する職員に対して不当な扱いや差別が行われることで、当該職員の働きにくい環境が生じる状況を指します。

第1項第4号中の「性的指向」とは恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「性自認」とは自己の属する性別についての認識をいいます（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条）。性的指向や性自認に関する望まぬ暴露（いわゆる「アウティング*」）もSOGIハラスメントに含まれます。

第2項の職員とは、朝来市の職員を指し、地方公務員法に基づく一般職の職員のほか、特別職の職員（議員を除く。）を含みます。

※本人が他者に明かす意図がない、若しくはその準備が整っていない性的指向（Sexual Orientation）や性自認（Gender Identity）を、本人の同意なく第三者に暴露する行為のこと。

（議長の責務）

第3条 議長は、研修の実施を含む適切な対策を講じ、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員に対してハラスメントの禁止を周知徹底する責任を負う。

2 議長は、議会におけるハラスメントの問題を解決する体制を整備し、議会の健全な環境の確保に努めなければならない。

【解説】

この条は、ハラスメント問題に対する議長の責務を定めるものです。

議長は、ハラスメントを防止し、その根絶に努める責任があります。これには、研修を実施する等により、議員に対してハラスメント禁止の方針を明確にし、その理解

と実施を徹底させることが含まれます。

また、議長は、議会で生じたハラスメント問題を解決するための仕組みを整える責任があります。

(議員の責務)

第4条 議員は、自らの言動を常に客観的に考え、公正で誠実な活動に努め、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われた場合は、誠実な態度をもって事実の解明に当たり、責任の所在を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、議会が実施するハラスメントの防止及び根絶に関する研修に参加しなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認める場合には、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

【解説】

この条は、ハラスメント問題における議員の責務を定めるものです。

第1項は、基本的責務を規定しています。議員は、自身の言動がハラスメントとならないよう、常に客観的に見直し、自制し、公正で誠実な態度で職務を行うことにより、ハラスメントを回避する責任を負います。

第2項は、自身の言動によるハラスメントへの対応について規定しています。議員は、自身の言動に関してハラスメントの疑いが持たれた場合には、問題を真摯に受け止め、向き合う姿勢が必要です。誠実に事実を解明し、責任がどこにあるのかを明らかにする努力をすることで、適切な対処と再発防止を確実に行之、問題の根本的な解決を図って、市民からの信頼を維持することに繋げなければなりません。

第3項は、ハラスメント防止研修への参加義務を規定しています。議員は、議会が実施するハラスメントの防止及び根絶に関する研修に参加する義務があります。これにより、ハラスメントに関する理解を深め、議員活動に活かさなければなりません。

第4項は、他の議員のハラスメント行為への対応について規定しています。他の議員によるハラスメントの発生を見過ごさず、積極的に注意を促すことは、ハラスメントの防止及び根絶における重要な役割の一つです。議員が相互に注意し合うことで、ハラスメントの発生を抑制し、あるいは問題の深刻化を防ぎます。

(ハラスメントの実態把握)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの発生状況を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

2 前項の規定による調査及び公表に関する具体的な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

【解説】

この条は、ハラスメントの実態把握に関する事項を定めるもので、ハラスメント問題に対する議会の積極的な姿勢と、その問題に対処するための具体的な行動計画の策定を示しています。定期的な調査と公表により、議会への信頼を保ち、研修を通じて議員の対応能力を向上させます。

(苦情相談)

第6条 議員からハラスメントを受け、又はその事実があると思料する職員又は議員は、議長に対し、ハラスメントに関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）を行うことができる。

2 議長は、苦情相談を受けたときは、その調査及び解決策の協議を議会運営委員会に依頼するものとする。この場合において、議会運営委員会が必要があると認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

3 前2項の規定は、前条第1項の規定による調査によりハラスメントが発生したと思料する場合について準用する。

4 議長が苦情相談の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に苦情相談の対象となったときは議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を代行する。

【解説】

この条は、ハラスメント問題に対する対応について定めるものです。

第1項は、職員や議員がハラスメントを受けたと感じた場合、又はハラスメントが行われていると認識した場合に、議長に対して苦情相談ができることを保障しています。

第2項は、議長は、職員又は議員からハラスメントに関する苦情相談を受けた場合、議会運営委員会に依頼して、ハラスメントに起因する問題の解決を図ることを規定しており、議長から依頼を受けた議会運営委員会は、事実関係を把握するために必要な調査を行い、問題解決に必要な措置を検討しなければなりません。議会運営委員会の調査において必要と判断した場合には、議会運営委員会は外部の有識者から意見を聴取し、判断の適正を確保することとします。

第3項は、前条に規定する調査によってハラスメントの発生が認められた場合も同様の対応とすることを定めています。

第4項は、議長の職務代行者について定めています。議長自身がハラスメントに関する苦情相談の対象となった場合は、副議長が議長の職務を代行します。議長と副議長の両方が対象となった場合は、議会運営委員会委員長が職務を代行することになります。

(対応措置)

第7条 議長は、議会運営委員会の報告によりハラスメントの事実を確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名及び言動の内容を公表するとともに、注意、指導その他の必要な措置を講じるものとする。

2 ハラスメントの公表及び措置に関する具体的な事項は、議長が議会運営委員会の意見を踏まえて別に定める。

【解説】

この条は、ハラスメントの公表及び措置に関する事項を定めるものです。

ハラスメントが発覚した際に、市民への説明責任を果たして議会への信頼を保つとともに、ハラスメントを行った議員の責任を明確にして反省と行動改善を促すことを目的としています。議員によるハラスメントに適切に対応することで、議会の健全性と職員及び市民の信頼の回復に繋がります。

第1項は、議長は、議会運営委員会に依頼した調査等によってハラスメントの事実を確認した場合、当該議員の氏名や言動の内容を公表し、また、当該議員に対して必要な措置を講じる責任があることを規定しています。これにより当該議員に対して責任の自覚や行動の見直しを促すとともに、議会全体の健全性と信頼性の回復にも寄与します。

第2項は、ハラスメントの公表や措置に関する具体的な事項は、議長が議会運営委員会の意見を考慮して別途定めることを規定しています。これにより、公表や措置のプロセスにおける一貫性や透明性が保たれ、ハラスメント問題に対する効果的な対応が可能となります。

(被害者等のプライバシーの保護)

第8条 議員は、苦情相談を行った者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該苦情相談に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説】

この条は、議員によるハラスメントの被害者等の二次被害を防止し、その安全を確保するため、プライバシーの保護について定めるものです。

被害者が苦情相談を行った際、個人情報やプライバシーが保護されることで、安心して問題を報告できる環境が重要です。これにより、被害者の精神的な負担を軽減し、被害の実態を適切に把握することが可能になります。

また、ハラスメント問題の調査過程における関係者のプライバシーを保護することも、公正な調査と円滑な解決のために重要です。

なお、議員が職を退いた後も秘密保持義務を負うことで、情報漏洩を防止し、被害者や関係者のプライバシーの保護を確実にします。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

【解説】

この条は、条例の施行に必要な細かい規定や手続については議長が定めることとし、その際は議会運営委員会に意見を求めることを定めるものです。

これにより、条例の運用において発生する予期せぬ状況や新たな問題に適切に対応することとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日を定めるものです。

条例の迅速な実施のため、公布日と同日とします。